

平成15年 6月20日制定
平成17年10月 1日改正
平成18年 4月 1日改正
平成18年 7月 1日改正
平成19年 4月 1日改正
平成19年 7月31日改正
平成20年 4月 1日改正
平成21年 4月 1日改正
平成27年 6月30日改正
平成29年 7月18日改正

鹿児島市訪問サービス等利用者負担助成事業実施要綱を次のように定める。

鹿児島市長 森 博 幸

鹿児島市訪問サービス等利用者負担助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の円滑な実施を行うため、法第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者で生計困難な者が介護保険サービスを利用した際に支払う利用者負担額（当該介護保険サービスを受けた場合に支給される居宅介護サービス費、介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費又は特例特定入所者介護予防サービス費に相当する額を除く。以下「利用者負担額」という。）の助成（以下「助成」という。）を行うについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象サービス)

第2条 助成の対象となる介護保険サービス（以下「訪問サービス等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (2) 法第8条第4項に規定する訪問看護
- (3) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
- (4) 法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導
- (5) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
- (6) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護

- (7) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与
- (8) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (9) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護
- (10) 法第8条の2第5項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
- (11) 法第8条の2第6項に規定する介護予防居宅療養管理指導
- (12) 法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- (13) 法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護
- (14) 法第8条の2第12項に規定する介護予防福祉用具貸与
(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、訪問サービス等における介護費用、食費及び滞在費（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る食費及び滞在費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額とする。

(助成の割合)

第4条 助成の割合は、利用者負担額の4分の1とする。ただし、老齢福祉年金受給者及び特に生計の維持が困難であると市長が認めた者は、利用者負担額の2分の1とする。

(助成の対象者)

第5条 助成の対象者は、市民税が非課税である世帯に属する者（生活保護の被保護者を除く。）であって、次の各号の要件を全て満たす者のうち、生計の維持が困難であると市長が認めた者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(助成対象者認定の申請)

第6条 助成の対象者であることの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訪問サービス等利用者負担助成対象者認定申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

(助成対象者の認定)

第7条 市長は、前条の規定により助成の対象者の認定申請がなされた場合において、第5条に規定する助成の対象者に該当すると認めたときは、当該申請者に訪問サービス等利用者負担助成対象者認定証（様式第2）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 認定証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日から、翌年度の7月末日まで（申

請日が4月から7月までの期間にある場合にあつては、当該年度の7月末日まで)とする。

(認定証の提示)

第8条 前条の規定により認定証の交付を受けた者(以下「認定された者」という。)が指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者(以下「事業者」という。)から訪問サービス等を受ける場合に、助成を受けようとするときは、認定証を当該事業者に提示しなければならない。

(訪問サービス等利用者負担助成費の支給申請)

第9条 認定された者(第10条の規定による委任をする者を除く。)が、訪問サービス等に係る利用者負担額に対する助成費(以下「助成費」という。)の支給を申請しようとするときは、訪問サービス等利用者負担助成費支給申請書(様式第3)(以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 領収書

(2) その他市長が必要と認める書類

(認定された者と事業者との間における受領委任)

第10条 認定された者は、次条の規定により本市と受領委任払い協定を締結した事業者に、訪問サービス等利用者負担助成費受領委任状(様式第4)により、助成費の受領を委任することができるものとする。

2 前項の規定により委任を受けた事業者は、利用者負担額から助成費を控除した額を、当該対象者に請求するものとする。

(事業者と本市との間における受領委任払いの協定)

第11条 前条第1項の規定により認定された者の利用者負担額に係る助成費を当該認定された者の委任に基づき当該認定された者に代わって受領しようとする事業者は、市長との間に、訪問サービス等利用者負担助成費の支払に関する受領委任払いの協定(以下「受領委任払い協定」という。)を締結するものとする。

(受領委任に係る訪問サービス等利用者負担助成費の支給申請)

第12条 認定された者が第10条第1項の規定による委任を行い、助成費の支給を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) サービス提供証明書

(2) 訪問サービス等利用者負担助成費受領委任状

(3) 利用者負担額の領収書

(4) その他市長が必要と認める書類

(訪問サービス等利用者負担助成費の支給決定)

第13条 市長は、第9条又は前条の規定による申請を受けた場合は、訪問サービス等を利用した日の属する月における認定された者に係る訪問サービス等を利用した実績に基づき、助成費の支給又は不支給を決定し、訪問サービス等利用者負担助成費支給(不支給)決定通知

書（様式第5）により通知するものとする。

（高額介護サービス費等との調整）

第14条 この要綱に基づく助成を受けた場合における法第51条第1項に規定する高額介護サービス費及び法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費の支給については、当該助成分を利用者負担額から控除した額について適用するものとする。

（その他）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

（平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間の助成に係る特例）

2 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間に限り、第4条及び第5条の規定の適用については、第4条中「4分の1」とあるのは「4分の1（次条に規定する第3段階特定被保険者にあつては、8分の1）」と、第5条中「除く。」とあるのは「除く。」及び平成18年6月1日現在における利用者負担段階（介護保険の被保険者の属する世帯の所得水準及び課税状況に応じて4段階に区分された利用者負担額の段階別区分をいう。）が第3段階に属する者のうち、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第23条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。以下「第3段階特定被保険者」という。）と、同条第1号中「150万円」とあるのは「150万円（第3段階特定被保険者にあつては、190万円）」とする。

付 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市訪問サービス等利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市訪問サービス等利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鹿児島市訪問サービス等利用者負担助成事業実施要綱は、平成19年7月1日から適用する。

3 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市訪問サービス等利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市訪問サービス等利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市訪問サービス等利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市訪問サービス等利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付された訪問サービス等利用者負担助成対象者認定証で有効期限が「平成27年6月30日」と記載されているものの有効期限は「平成27年7月31日」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、鹿児島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第30号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に第1条の規定による改正前の鹿児島市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱、第2条の規定による改正前の鹿児島市訪問介護等利用者負担助成事業実施要綱、第3条の規定による改正前の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱、第4条の規定による改正前の鹿児島市訪問サービス等利用者負担助成事業実施要綱及び第5条の規定による改正前の鹿児島市中山間地域等における利用者負担額軽減措置実施要綱に規定する様式により作成された書類は、それぞれ改正後の各要綱に規定する様式により作成され

た書類とみなす。

